

中華人民共和國貨物輸出入管理條例

國務院令 第 332 号

2001 年 12 月 10 日公布 2002 年 1 月 1 日施行

第一章 總則

第一條 貨物の輸出入管理を規範化し、貨物の輸出入秩序を維持し、對外貿易の健全な發展を促進するため、『中華人民共和國對外貿易法』（以下、對外貿易法と略称）の關係規定にもとづき、本條例を制定する。

第二條 貨物を中華人民共和国内へ輸入する、或いは貨物を中華人民共和國外に輸出する貿易活動に従事する場合、本條例を遵守しなければならない。

第三條 国は貨物輸出入について統一的な管理制度を実施する。

第四條 国は貨物の自由な輸出入を許可し、法に依り公平で秩序ある貨物輸出入貿易を擁護する。法律、行政法規で明確に輸出入を禁止或いは制限しているものを除き、いかなる単位および個人も貨物輸出入について、禁止或いは制限措置を設けたり、維持させたりしてはならない。

第五條 中華人民共和國は貨物輸出入貿易の面において、その締結或いは加盟する國際条約、協定にもとづき、他の締結国、加盟国に最惠国待遇、内国民待遇を与え、或いは互惠、対等の原則にもとづき相手方に最惠国待遇、内国民待遇を与える。

第六條 いかなる国或いは地域も、貨物輸出入貿易面において中華人民共和國に対して差別的な禁止、制限或いはその他の類似的の措置をとった場合、中華人民共和國は実情に応じて当該国或いは地域に対して相應の措置をとることができる。

第七條 國務院の對外經濟貿易主管部門（以下、國務院の外經貿部主管部門と略称）は、對外貿易法および本條例の規定に照らし、全国の貨物輸出入貿易事務を主管する。國務院の關係部門は國務院が規定する職責に照らし、本條例の規定に依り貨物輸出入貿易管理の關係業務に責任を負う。

第二章 貨物輸入管理

第一節 輸入を禁止する貨物

第八条 対外貿易法第十七条で規定する状況のひとつにある貨物は、輸入を禁止する。その他の法律、行政法規で輸入禁止を規定しているものは、その規定に照らす。輸入を禁止する貨物の目録は、国務院の外経貿主管部門が、国務院の関係部門と共に制定、調整し、公布する。

第九条 輸入禁止に属する貨物は、輸入してはならない。

第二節 輸入を制限する貨物

第十条 対外貿易法第十六条(一)、(四)、(五)、(六)、(七)号で規定する状況のひとつにある貨物は、輸入を制限する。その他の法律、行政法規で輸入の制限を規定しているものは、その規定に照らす。輸入を制限する貨物の目録は、国務院の外経貿部主管部門が、国務院の関係部門と共に制定、調整し、公布する。輸入を制限する貨物の目録は、少なくとも実施の21日前に公布しなければならない。差し迫った状況下でも、公布は実施の日より遅れてはならない。

第十一条 国が数量制限を規定する輸入制限貨物は、割当管理を実行する。その他の輸入制限貨物は、許可証管理を実行する。関税割当管理を実行する輸入貨物は、本章第四節の規定に照らして執行する。

第十二条 割当管理を実行する輸入制限貨物は、国務院の外経貿部主管部門および国務院の関係する経済貿易管理部門（以下、輸入割当管理部門と総称）が、国務院の規定する職責区分に照らして管理を行う。

第十三条 割当管理を実行する輸入制限貨物について、輸入割当管理部門は、毎年7月31日までに次年度の輸入割当総量を公布しなければならない。割当申請人は、毎年8月1日から8月31日までに、輸入割当管理部門に次年度の輸入割当の申請を提出しなければならない。輸入割当管理部門は、毎年10月31日までに、次年度の割当を割当申請人に分配しなければならない。輸入割当管理部門は、必要にもとづいて年度割当総量を調整し、実施の21日前までに公布することができる。

第十四条 割当は、すべての申請について一元処理の方式に照らして分配することができる。

第十五条 すべての申請について一元処理の方式に照らして割当を分配する場合、輸入割当管理部門は規定の申請期限の締切り日より60日以内に、割当を発給するか否かの決定を下さなければならない。

第十六条 輸入割当管理部門は割当を分配する際、以下に列挙する要素を考慮しなければならない。

(一)申請人の輸入実績

- (二) いままでに分配した割当が充分使用されているか否か
- (三) 申請人の生産能力、経営規模、販売状況
- (四) 新たな輸入経営者の申請状況
- (五) 割当申請の数量状況
- (六) 考慮すべきその他の要素

第十七条 輸入経営者は、輸入割当管理部門が発給した割当証明にもとづき、税関通関手続をおこなう。国務院の関係する経済管理部門は、年度割当総量、分配案および割当証明の実際の発給状況を、国務院の外経貿主管部門に速やかに報告しなければならない。

第十八条 割当保有者が、その保有する年度割当を使用しきれない場合、当該年の9月1日までに未使用の割当を輸入割当管理部門に返却しなければならない。期日どおりに返却せず当該年年末までに使用しきれなかった場合、輸入割当管理部門はその次年度に相応の割当を差引くことができる。

第十九条 許可証管理を実行する輸入制限貨物については、輸入経営者は国務院の外経貿部主管部門或いは国務院の関係部門（以下、輸入許可証管理部門と総称）に申請しなければならない。輸入許可証管理部門は、申請を受理した日より30日以内に許可するか否かを決定しなければならない。輸入経営者は、輸入許可証管理部門が発給した輸入許可証にもとづき、税関で通関手続を行う。前款でいうところの輸入許可証には、法律、行政法規で規定する輸入を許可する性質をもつ各種の証明、文書が含まれる。

第二十条 輸入割当管理部門および輸入許可証管理部門は、本条例の規定にもとづき具体的な管理弁法を制定し、申請人の資格、申請を受理する部門、審査の原則および手順などの事項について、明確に規定し実施前に公布しなければならない。申請を受理する部門は、一般に一つの部門とする。輸入割当管理部門および輸入許可証管理部門が申請人に提出を要求する文書は、管理の実施を保証するために必要な文書と資料に限り、些細な、実質的でない誤りを理由に申請の受取りを拒否してはならない。

第三節 自由輸入貨物

第二十一条 自由輸入に属する貨物の輸入は、制限を受けない。

第二十二条 貨物輸入状況を監視する必要により、国務院の外経貿主管部門および国務院の関係する経済管理部門は、国務院が規定する職責区分に照らし、自由輸入に属する一部の貨物について自動的輸入許可管理を実行することができる。自動輸入許可管理を実行する貨物の目録は、少なくとも実施の21日前に公布しなければならない。

第二十三条 自動輸入許可管理に属する貨物の輸入は、すべて許可しなければならない。

第二十四条 自動輸入許可管理に属する貨物の輸入について、輸入経営者は税関通関手続

を行う前に、国務院の外経貿主管部門或いは国務院の関係する経済管理部門に、自動輸入許可申請を提出しなければならない。国務院の外経貿主管部門或いは国務院の関係する経済管理部門は、申請を受領した後ただちに自動輸入許可証明を発給しなければならない。特別な状況下でも、最長10日を超えない。輸入経営者は、国務院の外経貿主管部門或いは国務院の関係する経済管理部門が発給した自動輸入許可証明にもとづき、税関で通関手続きを行う。

第四節 関税割当管理の貨物

第二十五条 関税割当管理を実行する輸入貨物の目録は、国務院の外経貿主管部門が国務院の関係する経済管理部門と共に制定、調整し、公布する。

第二十六条 関税割当内輸入に属する貨物は、割当内税率に照らして関税を納付する。関税割当外輸入に属する貨物は、割当枠税率に照らして関税を納付する。

第二十七条 輸入割当管理部門は、毎年9月15日から10月14日の間に、次年度の関税割当総量を公布しなければならない。割当申請人は、毎年10月15日から10月30日の間に、輸入割当管理部門へ関税割当の申請を提出しなければならない。

第二十八条 関税割当は、すべての申請について一元処理の方式に照らし分配することができる。

第二十九条 すべての申請について一元処理の方式に照らして関税割当を分配する場合、輸入割当管理部門は、毎年12月31日までに割当を発給するか否かを決定しなければならない。

第三十条 輸入経営者は、輸入割当管理部門が発給した関税割当証明に依って、税関に関税割当内貨物の通関手続を行う。国務院の関係する経済管理部門は、年度関税割当総量、分配案と関税割当証明の実際の発給状況を速やかに国務院の外経貿主管部門に報告しなければならない。

第三十一条 関税割当の保有者がその保有する年度割当を使用しきれない場合、当該年の9月15日までに未使用の割当を輸入割当管理部門に返却しなければならない。期日どおりに返却せず当該年年末までに使用しきれなかった場合、輸入割当管理部門はその次年度に相応の割当を差引くことができる。

第三十二条 輸入割当管理部門は、本条例の規定にもとづき、関税割当に関する具体的な管理弁法を制定し、申請人の資格、申請を受理する部門、審査の原則と手順などの事項について明確に規定し、実施前に公布しなければならない。申請を受理する部門は、一般にひとつの部門とする。輸入割当管理部門が関税割当申請人に提出を要求する文書は、関税割当管理の実施を保証するために必要な文書と資料に限り、些細な、実質的でない誤りを理由に関税割当申請の受取りを拒否してはならない。

第三章 貨物の輸出管理

第一節 輸出を禁止する貨物

第三十三条 対外貿易法第十七条で規定する状況のひとつにある貨物は、輸出を禁止する。その他の法律、行政法規で輸出禁止を規定するものは、その規定に照らす。輸出を禁止する貨物の目録は、国務院の外経貿主管部門が、国務院の関係部門と共に制定、調整し、公布する。

第三十四条 輸出禁止に属する貨物は、輸出してはならない。

第二節 輸出を制限する貨物

第三十五条 対外貿易法第十六条第(一)、(二)、(三)、(七)号で規定する状況のひとつにある貨物は、輸出を制限する。その他の法律、行政法規で輸出制限を規定するものは、その規定に照らす。輸出制限する貨物の目録は、国務院対外経済貿易主管部門が国務院の関係部門と共に制定、調整し公布する。輸出を制限する貨物の目録は、少なくとも実施の21日前には公布しなければならない。差し迫った状況下でも、公布は実施の日より遅れてはならない。

第三十六条 国が数量制限を規定する輸出制限貨物は、割当管理を実行する。その他の輸出制限貨物は、許可証管理を実行する。

第三十七条 割当管理を実行する輸出制限貨物は、国務院の外経貿主管部門と国務院の関係する经济管理部門（以下、輸出割当管理部門と総称）が、国務院が定める職責区分に照らし管理する。

第三十八条 割当管理を実行する輸出制限貨物については、輸出割当管理部門は毎年10月31日までに次年度の輸出割当総量を公布しなければならない。割当の申請人は、毎年11月1日から11月15日の間に、輸出割当管理部門へ次年度の輸出割当の申請を提出しなければならない。輸出割当管理部門は、毎年12月15日までに、次年度の割当を割当申請人に分配しなければならない。

第三十九条 割当は直接分配の方式で分配しても、入札などの方式で分配してもよい。

第四十条 輸出割当管理部門は、申請を受理した日より30日以内で、当該年の12月15日までに割当を発給するか否かを決定しなければならない。

第四十一条 輸出経営者は、輸出割当管理部門が発給した割当証明にもとづき、税関で通関手続きを行う。国務院の関係する经济管理部門は、年度割当総量、分配案と割当証明の実際の発給状況を、国務院の外経貿主管部門に速やかに報告しなければならない。

第四十二条 割当の保有者がその保有する年度割当を使用しきれない場合、当該年の10月31日までに未使用の割当を輸出割当管理部門に返却しなければならない。期日ど

おりに返却せず当該年年末までに使用しきれなかった場合、輸出割当管理部門は、次年度にその相応の割当を差し引くことができる。

第四十三条 許可証管理を実行する輸出制限貨物について、輸出経営者は国務院の外経貿主管部門或いは国務院の関係部門（以下、輸出許可証管理部門と総称）に申請しなければならない。輸出許可証管理部門は申請を受理した日より30日以内に許可するか否かを決定しなければならない。輸出経営者は、輸出許可証管理部門が発給した輸出許可証にもとづき、税関で通関手続きを行う。前款でいうところの輸出許可証には、法律、行政法規で規定する、輸出を許可する性質をもつ各種の証明、文書が含まれる。

第四十四条 輸出割当管理部門および輸出許可証管理部門は、本条例の規定にもとづき具体的な管理弁法を制定し、申請人の資格、申請を受理する部門、審査の原則と手順などの事項について明確に規定し、実施前に公布しなければならない。申請を受理する部門は、一般にひとつの部門とする。輸出割当管理部門および輸出許可証管理部門が申請人に提出を要求する文書は、管理の実施を保障するために必要な文書と資料に限り、些細な、実質的でない誤りを理由に申請受け取りを拒否してはならない。

第四章 国営貿易と指定経営

第四十五条 国は、一部の貨物の輸出入について、国営貿易管理を実行することができる。国営貿易管理を実行する輸出入貨物の目録は、国務院の外経貿主管部門が国務院の関係する経済管理部門と共に制定、調整し、公布する。

第四十六条 国務院の外経貿主管部門および国務院の関係する経済管理部門は、国務院が規定する職責区分に照らして、国営貿易企業名簿を確定し、公布する。

第四十七条 国営貿易管理を実行する貨物について、国は非国営貿易企業が一部数量の輸出入に従事することを許可する。

第四十八条 国営貿易企業は、半年ごとに国務院の外経貿主管部門に対し、国営貿易管理を実行する貨物の購入価格、販売価格などの関連情報を提供しなければならない。

第四十九条 国務院の外経貿主管部門は、輸出入取扱秩序を擁護する必要から、一定の期間内に、一部貨物に対して指定経営管理を実行することができる。指定経営管理を実行する輸出入貨物の目録は、国務院の外経貿主管部門が制定、調整し、公布する。

第五十条 指定経営企業の具体的な基準と手順の確定は、国務院の外経貿主管部門が制定し、実施前に公布する。指定経営企業の名簿は、国務院の外経貿主管部門が公布する。

第五十一条 本条例第四十七条で規定する状況を除き、国営貿易企業名簿と指定経営企業名簿に記載されていない企業、或いはその他の組織は、国営貿易管理、指定経営管理を実行する貨物の輸出入貿易に従事してはならない。

第五十二条 国営貿易企業および指定経営企業は、正常な商業条件にもとづいて経営活動に従事しなければならない。商業上以外の要因で供給業者を選んではならず、商業上

以外の要因でその他の企業或いは組織の委託を拒んではならない。

第五章 輸出入の監視および臨時措置

第五十三条 国務院の対外経済貿易主管部門は、貨物輸出入状況について監視、評価をおこない、定期的に国務院に貨物輸出入状況を報告し、提案をする。

第五十四条 国は、国際収支に深刻な不均衡が生じた場合、または深刻な不均衡の脅威を受けた場合に国際収支のバランスを擁護するため、或いは経済発展計画の実施に応じた外貨準備水準を維持するため、輸出入貨物の価値または数量について臨時制限措置をとることができる。

第五十五条 国は、国内の特定産業を育成或いは育成を加速するため、現行の措置では実現できない状況の下で、輸入の制限或いは禁止の臨時措置をとることができる。

第五十六条 国は以下に列挙するひとつの措置或いは複数の措置を執行するため、必要な場合はいかなる形式の農産品、水産品についても輸入制限の臨時措置をとることができる。

(一)同一製品或いは直接競合する製品の国内生産或いは販売に対して制限措置を採る場合。

(二)消費補助の形式を通じて、国内で過剰な同一製品或いは直接競合する製品を取り除く場合。

(三)当該輸入農産品、水産品に完全或いは主に依拠して形成される動物製品について生産制限措置をとる場合。

第五十七条 以下に列挙する状況のひとつにある場合、国務院の対外経済貿易主管部門は、特定貨物の輸出について制限または禁止の臨時措置をとることができる。

(一)深刻な自然災害等の異常事態が発生し、輸出を制限または禁止する必要がある場合。

(二)輸出経営秩序に深刻な混乱があり、輸出を制限する必要がある場合。

(三)対外貿易法第十六条、第十七条の規定に照らし、輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

第五十八条 輸出入貨物に対して制限或いは禁止の臨時措置を採る場合、国務院の対外経済貿易主管部門は実施前に公告しなければならない。

第六章 対外貿易の促進

第五十九条 国は、輸出信用保険、輸出信用貸し、輸出税還付、対外貿易発展基金の設立などの措置を採り、対外貿易の発展を促進する。

第六十条 国は有効な措置を採り、企業の技術刷新および技術進歩を促進し、企業の国際競争力を向上させる。

第六十一条 国は、情報コンサルティングサービスの提供を通じ、企業の国際市場開拓を支援する。

第六十二条 貨物輸出入経営者は、法に依って輸出入商会を設立、参加し、業界による自律と協調を実行することができる。

第六十三条 国は、企業が積極的に外国の差別的反ダンピング、反補助金、保障措置およびその他の制限措置に対応し、企業の正当な貿易権利を擁護することを奨励する。

第七章 法的責任

第六十四条 輸出入禁止に属する貨物を輸入或いは輸出し、または批准を経ずに無断で輸出入制限に属する貨物を輸入或いは輸出した場合、刑法の密輸罪に関する規定に照らし、法に依って刑事責任を追及する。刑事罰には至らない場合は、税関法の関係規定に照らし処罰する。国务院の対外経済貿易主管部門は、併せてその対外貿易取扱許可を取消することができる。

第六十五条 批准、許可の範囲を無断で超えて輸出入制限に属する貨物を輸入或いは輸出した場合、刑法の密輸罪或いは違法経営罪に関する規定に照らし、法に依って刑事責任を追及する。刑事罰には至らない場合は、税関法の関係規定に照らして処罰する。国务院の対外経済貿易主管部門は、併せてその対外貿易取扱許可を一時停止から取消しまでの処分を行うことができる。

第六十六条 貨物輸出入割当証明、批准文書、許可証或いは自動輸入許可証明を偽造、変造、売買した場合、刑法の違法経営罪或いは国家機関公文書、証書、印章の偽造、変造、売買罪の規定に照らし、法に依って刑事責任を追及する。刑事罰には至らない場合は、税関法の関係規定に照らして処罰する。国务院の対外経済貿易主管部門は、併せてその対外貿易取扱許可を取消することができる。

第六十七条 輸出入経営者が詐欺或いはその他の不正な手段で輸出入割当、批准文書、許可証、自動輸入許可証明を取得した場合、その貨物輸出入割当、批准文書、許可証、自動輸入許可証明を法に依って回収し、国务院の対外経済貿易主管部門は、その対外貿易経営許可の一時停止から取消しまでの処分を行うことができる。

第六十八条 本条例第五十一条の規定に違反し、国営貿易管理或いは指定取扱管理を実行する貨物の輸出入貿易に無断で従事し、市場秩序を攪乱し、情状が深刻な場合は、刑法の違法経営罪の規定に照らし、法に依って刑事責任を追及する。刑事罰には至らない場合は、工商行政管理機関が法に照らして行政罰を与える。国务院の対外経済貿易主管部門は、併せてその対外貿易取扱許可の一時停止から取消しまでの処分を行うことができる。

第六十九条 国営貿易企業或いは指定取扱企業が本条例第四十八条、第五十二条の規定に違反した場合は、国务院の対外経済貿易主管部門が警告を与える。情状が深刻な場合は、その国営貿易企業或いは指定取扱企業の資格の一時停止から取消しまでの処分を行うことができる。

第七十条 貨物輸出入管理職員が貨物輸出入管理の職責を履行中、職権濫用、職務怠慢或いは職務上の便宜を利用して他人の財物を収受、要求した場合、刑法の職権濫用罪、職務怠慢罪、収賄罪或いはその他の罪に関する規定に照らし、法に依って刑事責任を追及する。刑事罰に至らない場合は、法に依って行政処分に処する。

第七章 付則

第七十一条 本条例で規定する行政機関が発給する割当、関税割当、許可証或いは自動許可証明の決定に対して不服な場合、国营貿易企業或いは指定取扱企業資格の確定についての決定に不服な場合、または行政罰の決定に不服な場合、法に依って行政審査を申し立てることができ、法に依って人民法院に提訴することもできる。

第七十二条 本条例の規定は、法律、行政法規に依って輸出入貨物に対して行われる関税、検査検疫、安全、環境保護、知的所有権保護等の措置を妨げない。

第七十三条 核用品、核の軍民両用品、管理化学品、軍需品などの輸出管理貨物を輸出する場合、関係行政法規の規定に照らして処理する。

第七十四条 輸入貨物について反ダンピング措置、反補助金措置、保障措置を採る必要がある場合、対外貿易法および関係法律、行政法規の規定に照らして執行する。

第七十五条 法律、行政法規に、保税区、輸出加工区などの特別経済区の貨物輸出入管理について別途規定がある場合、その規定に照らす。

第七十六条 国務院の対外経済貿易主管部門は、貨物輸出入貿易に関する二国間或いは多国間協議、交渉に責任を負い、貿易紛争解決の関係事項に責任を負う。

第七十七条 本条例は2002年1月1日より施行する。1984年1月10日に国務院が公布した『中華人民共和国輸入貨物許可制度暫定条例』、1992年12月21日に国務院が批准し、1992年12月29日対外経済貿易部が公布した『輸出商品管理暫定弁法』、1993年9月22日に国務院が批准し、1993年10月7日に国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が公布した『機電製品輸入管理暫定弁法』、1993年12月22日に国務院が批准し、1993年12月29日に国家計画委員会、対外貿易経済合作部が公布した『一般商品輸入割当管理暫定弁法』、1994年6月13日に国務院が批准し、1994年7月19日に対外貿易経済合作部、国家計画委員会が公布した『輸入商品経営管理暫定弁法』は、同時に廃止する。